

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1節 課税標準及び税率	第1節 課税標準及び税率
<p>(少額輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲)</p> <p>3の3－1 法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項に規定する「輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が <u>20万円</u>以下の輸入貨物」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ 1 輸入申告に係る貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあっては、法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出された価格）（以下本項において「課税価格」という。）の合計額が <u>20万円</u>以下のもの</p> <p>ただし、1仕入書に係る輸入貨物を分割して輸入申告を行う場合は、当該仕入書に係るすべての貨物の課税価格を合計した額とする。</p> <p>ロ 輸入郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が <u>20万円</u>以下のもの</p> <p>ただし、同一差出人から同一<u>名宛人</u>に、同一時期に分割して郵送されたもの等（例えば、郵便物の重量制限により分割して郵送されたもの）は、当該分割されたすべての輸入郵便物の課税価格を合計した額とする。</p> <p>ハ 課税価格の合計額が <u>20万円</u>以下であるか否かの判定は、関税無税品（特恵関税無税品を含む。）、関税免税品及び令第1条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用除外物品に係る課税価格を含んだ上記イ又はロによる1輸入申告又は1包装等に係る貨物の課税価格の合計額で判定することとなるので留意する。</p> <p>(2) 課税価格の合計額が <u>20万円</u>を超えるものについては、本条の適用はなく、その全部に対して一般税率を適用することとなるので留意する。</p>	<p>(少額輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲)</p> <p>3の3－1 法第3条の3 <u>《少額輸入貨物に対する簡易税率》</u>に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項 <u>《少額輸入貨物に対する簡易税率》</u>に規定する「輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が <u>10万円</u>以下の輸入貨物」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ 1 輸入申告に係る貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあっては、法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出された価格）（以下本項において「課税価格」という。）の合計額が <u>10万円</u>以下のもの</p> <p>ただし、1仕入書に係る輸入貨物を分割して輸入申告を行う場合は、当該仕入書に係るすべての貨物の課税価格を合計した額とする。</p> <p>ロ 輸入郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が <u>10万円</u>以下のもの</p> <p>ただし、同一差出人から同一<u>名あて人</u>に、同一時期に分割して郵送されたもの等（例えば、郵便物の重量制限により分割して郵送されたもの）は、当該分割されたすべての輸入郵便物の課税価格を合計した額とする。</p> <p>ハ 課税価格の合計額が <u>10万円</u>以下であるか否かの判定は、関税無税品（特恵関税無税品を含む。）、関税免税品及び令第1条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用除外物品に係る課税価格を含んだ上記イ又はロによる1輸入申告又は1包装等に係る貨物の課税価格の合計額で判定することとなるので留意する。</p> <p>(2) 課税価格の合計額が <u>10万円</u>を超えるものについては、本条の適用はなく、その全部に対して一般税率を適用することとなるので留意する。</p>
第2節 課税価格の決定	第2節 課税価格の決定
<p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4-8 法第4条第1項第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p>	<p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4-8 法第4条第1項第1号 <u>《課税価格に含まれる輸入港までの運賃等》</u>の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
(1)及び(2) (省略) (3) 「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。 イ～ハ (省略) ニ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金（輸入港における滞船料（ <u>発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。</u> ）を除く。）は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。 ホ (省略) (4)～(8) (省略)	(1)及び(2) (同左) (3) 「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。 イ～ハ (同左) ニ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金（輸入港 <u>到着後</u> の滞船料を除く。）は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適當でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。 ホ (同左) (4)～(8) (同左)
(変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定) 4 の 5-1 法第 4 条の 5 の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1) (省略) (2) 蔽入承認を受けて保税蔵置場に置かれた貨物又は総保入承認を受けて総合保税地域に置かれた貨物について、変質又は損傷の結果、課税価格の低下のみならず、適用税率の変更をきたした場合には、法第 10 条第 1 項の規定を適用することとなり、 <u>法第 4 条の 5 の規定の適用はない</u> ので留意する。 (3) (省略)	(変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定) 4 の 5-1 法第 4 条の 5 の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1) (同左) (2) 蔽入承認を受けて保税蔵置場に置かれた貨物又は総保入承認を受けて総合保税地域に置かれた貨物について、変質又は損傷の結果、課税価格の低下のみならず、適用税率の変更をきたした場合には、法第 10 条第 1 項 <u>「変質、損傷等の場合の減税」</u> の規定を適用することとなり、 <u>同条の規定の適用はない</u> ので留意する。 (3) (同左)
第 12 節 特定用途免税	第 12 節 特定用途免税
(標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税) 15-1 法第 15 条第 1 項第 1 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1)～(7) (省略) (8) 令第 17 条第 3 号にいう「学校教育法第 124 条又は第 134 条第 1 項に規定する専修学校又は各種学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中	(標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税) 15-1 法第 15 条第 1 項第 1 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1)～(7) (同左) (8) 令第 17 条第 3 号にいう「学校教育法第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学

新旧対照表

改正後	改正前
等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいい、音楽学校、美術学校、神学校、栄養学校等がこれに属する。	校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいい、音楽学校、美術学校、神学校、栄養学校等がこれに属する。
(9) <u>令第17条第4号にいう「私立博物館」とは、博物館法第10条の規定による登録を受けたもの（地方公共団体により設置されたものを除く。）をいう。</u>	(9) <u>令第17条第4号にいう「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいい、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構がこれに属する。</u>
(10) <u>令第17条第5号にいう「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいい、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構がこれに属する。</u>	(10) <u>令第17条第5号にいう「私立博物館」とは、博物館法第10条《登録》の規定による登録を受けたもの（地方公共団体により設置されたものを除く。）をいう。</u>
(11)～(15) (省略)	(11)～(15) (同左)